

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

松阪市の総人口は、平成17年の168,973人をピークに減少に転じており、減少傾向は今後も続き、2025(令和7年)には155,235人まで減少するとの推計が出ている。

また、年齢3区分の人口構成比の推移を見ると、年少人口比率は1960(昭和35)年以降下がり続けており、2015(平成27)年時点では全体の13.1%まで減少している。反対に、老年人口比率は上がり続け、2015(平成27)年時点では全体の28.1%まで増加している。

生産年齢人口は、平成17年には64%、平成27年に58.8%、2025年(令和7年)には、57.1%まで減少し、その時の年齢3区分人口構成比は、年少人口11.5%、生産年齢人口57.1%、老年人口31.3%となる推計が出ている。

松阪市の産業構造をRE S A Sで確認すると、卸売業、小売業22.2%、宿泊業、飲食サービス業13.6%、建設業13.5%、生活関連サービス業、娯楽業10.4%、製造業9.6%、不動産業、物品賃貸業9.1%、学術研究、専門・技術サービス業4.5%、サービス業(他に分類されないもの)4.4%と続いている。

その中で製造業を詳しく見ると、木材・木製品製造業(家具を除く)16.3%、食料品製造業14.2%、金属製品製造業9.3%、生産用機械器具製造業8.1%、窯業・土石製品製造業6.1%、その他の製造業5.1%、印刷・同関連業及び家具・装備品製造業4.9%、電気機械器具製造業4.4%、飲料・たばこ・飼料製造業3.7%、プラスチック製品製造業(別掲を除く)3.5%、繊維工業3.2%で、多様な業種が松阪市の経済、雇用を支えている状況にある。

また、松阪市内の中小企業の景況は穏やかな改善傾向にあるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。また、中小企業が所有する設備は老朽化が進んでおり生産性向上への足かせとなっており、松阪市内の中小企業者においても、人手不足、後継者不足、設備の老朽化等の課題に直面しており、現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況になっている。

このようなことから松阪市としては、先端設備等の導入の促進により、松阪市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業及び設備更新による生産性の向上を行っていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

松阪市では松阪市総合計画の商工業の振興に記載されている、2022年度

(令和4年度)に、1事業所あたりの売上高10%アップを目標とする。

また、松阪市内の中小企業者に対して先端設備等の導入計画を促すことにより、松阪市は県内で最も設備投資が活発な自治体のひとつとなり、三重県内で更に経済発展していくことが期待される。これを実現するための目標として、計画期間中に600件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

松阪市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

松阪市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松阪市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

但し、松阪市では、太陽光発電施設の設置に関して、周辺の景観から突出しないための景観形成基準として「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を定め、景観の保全に努めているところであることから、売電を目的にする太陽光発電設備については対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松阪市の産業は、中心市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、松阪市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松阪市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

更に、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② また、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 申請時に業務内容がわかるように会社の定款・直近の決算書及び正副の申請書の提出を求め、認定時に認定書と副の申請書を同封して郵送する等、認定の迅速化及び認定内容の明確化に配慮する。
- ④ 事業者の負担にならないなどを配慮して、必要に応じて労働生産性年率3%以上の確認を取るために、事業報告や決算書等の提出を求めていく。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。